

村上総合病院感染対策指針

令和5年9月27日

院内感染対策委員会

1. 基本的な考え方

常に良質な医療を提供するにあたって、感染防止に努めることは極めて重要である。本院にける感染症の新たな発症や集団発生を防ぐ体制を確保するために、病院全体の課題として感染対策に取り組み、すべての職員がその必要性を認識し自ら率先して実践していかなばならない。これにより医療の質の向上と医療経済の改善に寄与する。

2. 感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

本院における感染対策を推進するため、病院長の直属に院内感染対策委員会及び感染対策の実務を担当する部門として感染対策事務局を設置する。

感染対策事務局には、実務管理者として専任の感染対策をおこなう者及び実務担当者として専任の感染管理者を置き、医師、看護師、薬剤師及び臨床検査技師から構成されるインフェクションコントロールチーム（以下 ICT という）、抗菌薬使用支援チーム（以下 AST という）が協働して感染防止と感染発生時の対応、及び抗菌薬適正使用の支援にあたる。

1) 院内感染対策委員会

感染対策に関する次に掲げる事項を審議するため、月1回定期的に行われ、必要に応じて臨時に開催する。

【院内感染対策審議事項】

- ①感染対策指針及び改善策のマニュアルに関すること。
- ②感染予防対策に関すること。
- ③感染発生時の対応及び改善策に関すること。
- ④感染対策に係る情報の収集及び医療従事者への周知に関すること。
- ⑤感染対策に係る教育及び研修に関すること。
- ⑥感染対策の実施状況の評価に関すること。
- ⑦その他感染対策に関すること。

2) 感染対策事務局

病院全体の感染管理の指導的役割を担い、かつ感染対策の実務を担当し、感染症に関わるサーベイランス、コンサルテーション、感染対策指導、感染対策関連のマニュアルの整備、医療従事者への教育、研究活動をおこなう。

【感染対策事務局業務】

- ①感染に係る情報の収集、管理及び提供に関すること。
- ②感染対策マニュアルの整備に関すること。

- ③感染発生時の対応及び改善策に関すること。
 - ④感染に係る抗微生物役の適正な使用指導に関すること。
 - ⑤感染監視に関すること。
 - ⑥院内職業感染対策に関すること。
 - ⑦感染防止に係る教育及び指導助言に関すること。
 - ⑧感染管理に係る施設整備に関すること。
 - ⑨感染症治療に係る指導助言に関すること。
 - ⑩特殊感染症対策に関すること。
 - ⑪易感染患者に係る指導助言に関すること。
- 3) 専任の感染症対策をおこなう者及び専任の感染管理担当者は、各部署との連携を図り、病院全体の感染防止・感染管理の業務にあたる。感染管理上必要な業務に関しては、組織横断的活動するための権限を有する。

4) ICT（インフェクションコントロールチーム）

病院長から委譲された感染対策に関する権限に基づき、組織横断的に活動する実践チームとして、感染状況、職員の感染節対策の実施状況等を把握し指導を行うものとして、以下に掲げる業務にあたる。

【ICT 業務】

- ①週1回程度の定期的な院内巡回の実施及び感染事例の把握・記録。
 - ②感染防止対策の実施状況・指導。
 - ③感染事例、感染の発生率に関するサーベイランス等の情報分析、評価及び効率的な感染対策の立案・実行。
 - ④感染対策に関する職員研修。
 - ⑤感染対策マニュアルの遵守状況の確認と指導。
- 5) AST（抗菌薬適正使用支援チーム）

病院長から委譲された抗菌薬適正使用に関する権限に基づき、組織横断的に活動する実践チームとして、抗菌薬の適正使用を目的に、以下に掲げる業務にあたる。

【AST 業務】

- ①広域抗菌薬等の特定の抗菌薬の使用状況の把握と適正化。
 - ②感染症患者及び治療の把握と管理・指導。
 - ③抗菌薬適正使用に関する職員指導。
 - ④感染症診断に関する検査体制の整備。
3. 感染対策のためのすべての職員に対する研修に関する基本方針
- すべての職員の感染に対する意識の向上を図るため、感染対策のための基本的な考え方及び具体的方針について周知徹底を図ることを目的にすべての職員を対象に研修会を年2回程度実施する。また、必要に応じて随時実施する。

4. 感染症発生状況の報告に関する基本的方針

感染症の発生及び拡大の防止を図るため、感染の発生状況を把握し、職員に感染症の発生動向を周知する。

- 1) 感染対策上問題となる病原体が検出された場合は、検査部門より ICT 及び当該部署に直ちに報告がなされ、ICT において状況を分析し、必要に応じて当該部署と協力して対策を実践し感染拡大を防ぐ。
- 2) 感染対策上問題となる感染症が発生した場合は、医師・職場長は ICT に直ちに報告する。

5. 感染発生の対応に関する基本方針

感染対策上問題となる感染症が発生した場合は以下に掲げる手順で対応する。

- 1) 感染対策上問題となる感染症が発生した場合は、医師、職場長は、ICT に直ちに報告する。
- 2) ICT は、発生状況を把握・調査するとともに、拡大防止策を実施する。
- 3) 上記 2) の対応でも感染拡大が懸念される場合は、臨時の感染対策委員会を招集し、発生原因を究明するとともに、改善策を立案して実施するために情報提供を行い、全職員への周知徹底を図る。
- 4) 「医療法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、それに関する通達の規定を順守し、感染症の発生に関して規定された届け出を適切に行うとともに、重大な感染症が発生した場合は、行政機関と連携し対応する。

6. 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、病院正面玄関掲示版に公開し、患者・家族が閲覧を希望する場合には、閲覧に供する。

7. 感染対策の推進のために必要なその他の基本方針

- 1) 本指針は、定期的に見直しを行うとともに、改正は院内感染対策委員会の議を経て策定するものとする。
- 2) 職員に感染対策の方針を周知するため、院内感染対策マニュアルを整備する。
なお、同マニュアルは、最新の科学的根拠や院内体制の実態に基づき適時見直しを行う。

制定 令和 5 年 9 月 27 日